

広島県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町高蓋二四五一、二四五三、二四五四、二四五六の一、二四五六の二、五八五〇、五八五二の二から五八五二の三まで、五九〇二、五九〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

高蓋二四五一、二四五三、二四五四、二四五六の一、二四五六の二、五八五〇、五八五二の三、五九〇二、五八五二の一・五九〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)